

第五回國會 農林委員會會議錄 第三十号

昭和二十四年五月二十三日(月曜日)
午後二時四十二分開会

出席委員

委員長 小笠原八十美君

委員 坂本 實君 理事 野原 正勝君

理事 松浦 東介君 理事 山村新治郎君

理事 八百板 正君 理事 小林 運美君

理事 深澤 義守君 理事 寺島隆太郎君

理事 吉川 久衛君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 原田 雪松君

平野 三郎君 淵 通義君

村上 清治君 藥師神岩太郎君

石井 繁九君 井上 良二君

大森 玉木君 竹村奈良一君

中垣 國男君 寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

農林政務次官 吉米地英俊君

(總務局長) 農林事務官 平川 守君

食糧管理局長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

專門 員 岩隈 博君

五月二十三日

委員八木一郎君辭任につき、その補
欠として小淵光平君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

家畜商法案(小笠原八十美君外十五
名提出、衆法第二十一号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

第一類第十一号 農林委員會會議錄

第三十号 昭和二十四年五月二十三日

委員派遣承認申請に関する件
家畜商法案(小笠原八十美君外十五
名提出、衆法第二十一号)
食糧確保臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第七十三号)(予)

○小笠原委員長 これより會議を開き
ます。

前會に引続き食糧確保臨時措置法の
一部を改正する法律案を議題とし、質
疑を繼續いたします。村上清治君。

○委員長退席山村委員長代理席

○村上(清)委員 本案については、ま
だ大分質問者があるようでありま
す。私はきわめて簡単に總括的な二
三の点を農林大臣にお尋ねしたいと思
います。

御承知の通り、この法律案が出る以
前から、本年の春以來、食糧確保臨時
措置法が改正されるであろうというよ
うなことは、大体農村でも想像してお
りまして、これが非常に問題になつて
おつたのであります。それがために、
農民の増産意欲を減退せしめたとい
うことは、争われない事実であります。
今日これがいよいよ法律案として國會
に提案されましたので、ほとんど全
國の農民の眼はこの國會に注がれてお
ると言つても過言ではないと思ひます。
それで第一に、私がお伺ひしたいとい
ふことは、本法律案を通過しまし
て、ピンと感じますのは、現在の食
糧問題、食糧自給と申しますか、自給
ができるかできないかという問題は、
これは別問題ですが、少くとも食糧確

保の必要性は、何人も承認しておるの
であります。現在の日本の立場は農民
といへども承認しております。しか
しながら、この食糧確保の責任を、この
法律案を通過しますに、單に農民の
責任として考へておるのではないか。
こういう感じが第一にいたすのであ
ります。私はおそろく農林當局はさ
うなお考へは持つておいででないと思
いますけれども、この法律案に現われ
た印象はさうでありまして、申すま
でなく、この重大な政策はひとり農民
であるとかあるいはその他の職域にあ
る人というより、局部的な責任では
あり得ないのでありまして、國民全体
の責任である。行政の任に當る政府が
一番その責任を負わなければならない
重大な問題であるのであります。この
たび總司令の指令によりまして、こ
の法律案を出さなければならなくなつ
たことは承知しておりますが、立法の
際にあたりまして、まずもつて農民だ
けにこの責任を強いるというようにな
るといふように、立案しなければなら
ないと思ひます。この点について農
林大臣はさうな点をいかに考へて
おられるのか、立法せられたか。こ
の点をお伺ひしたいと思ひます。こ
のたびの指令の根本は明瞭にうたつて
あります通り、食糧のあとを限りの集
荷を徹底する、そのためにこの法律案
を出したということになつておるので
あります。言葉をかえて申しますと、現
在やみ米が横行しておる。このやみ
米の横行しておる間はまだ、供出の余

裕がある。であるからこれを法文化し
て、もつと供出を嚴重にして農民から
取立てるといふことにあるのであり
ます。現在アメリカから多額の食糧の
援助を受けておることは何人も承知し
ております。従つて理論的にはこれは一
應成立つのであります。やみ米の横
行そのものは、はたして農民の責任で
あるかどうか、この点については農林大
臣は私より以上に御研究なすつておるこ
とでありますから、あまり申しません
が、私は結論を申しますと、やみ米の
出るのには單にいわゆる農民の惡のみで
はない、むしろ政治のしからしめると
ころである。行政の結果にある。その
政治の惡、行政の惡——惡と言へば言
い過ぎかも知れないが、少くとも政治
の貧困、行政の貧困、これがやみ米を
横行せしめる根本の原因であります。
これを解決せずして、單にたま／＼食
糧を生産しておる農民のみにその責任
を轉嫁し、しかして供出をさらに強化
するといふようなことは、はたして政
治の面からいつて安當であるかどう
か、私は多大の疑いを持たざるを得な
いのであります。私は農民と政府とが
共同責任をもつて、このやみ米の根源
を探り、やみ米をなくするにはどうす
ればよいのか。結論は農民にやみ米を
買はせてもよろしいやうな政策を講ず
ることであり、消費者の面から申しま
すれば、やみ米を買わなくてもよろし
い政策を講ずるに盡きるのでありま
す。これをやらずして、單にやみ米が

出るからこれを正常なルートに乗せ
る。あるいは出せば出ると簡單にそう
考へることは、私は政治の面からいつ
ても行政の面からいつても、あまりに
短見ではないかと考へるのでありま
す。この点についてまずお伺ひしたい
と思ひます。

時間を節約するために一問一答を避
けまして、ただ一回の御答弁でお聞き
したいと思ひます。

次は現行法によりまして、はたして
現在の農村で供出が政府の予期して
おるやうに望み得ないかどうかとい
う問題であります。私らの考へるところ
では、現行法そのものを完全なもの
と思ひませんけれども、この運用によ
りましては、少くとも現在提案いた
しております改正法律案よりは、集荷の
点においてかえつて効果的であるとい
はないかと考へておるものであります。
このたびの改正法律案を、かりに國會
が通過せしめて成立しました場合、所
期するところの最大限の集荷ができる
かどうか、私はむしろ逆効果を見るの
ではないかといふことを憂へるのであ
ります。この点について農林大臣の所
見を承りたい。

それから第三点は、先ほどもちよつ
と触れましたが、米の供出はいろ／＼
な点において不十分なことがあるで
しょう。しかしながらその根源は何と
言つても、農民が生活に困る、再生産
ができないといふところにあると思ひ
ます。しかるに今年度の予算の措置を
見ましても、その他の行政面のいろ／＼な政

府のやり方を見ましても、農村に対する考慮はまことに貧弱である。結論から申しまして、御苦心なさったことは承知しておりますが、結果において現われたものは、はなはだ貧弱である、かような、一面において農村の生産意欲を増強するための政策が貧困であり、農民の生活を確保する点においても多大の考慮が拂われておらぬというような状態において、米の供出だけを強行せんとするということは、やむを得ざる立場とは申しながら、まことに私は特に現農林大臣にお氣の毒に思ふのであります。しかも森農林大臣は、わが党のホープとして送つた農林大臣でありまして、わが党のみならず全農民は非常な期待を持つて農林大臣を仰えたはずであります。しかるにちやうどかような境遇に立たれて、私はまづもつて農民の期待を裏切られたといふことよりも、大臣に対してお氣の毒に存じます。けれどもただ単にお氣の毒であるということでは済まされないことでありまして、日本の國民の半分を占めておる農民が、これによつて生産意欲を失ひ、結果においてこの法律案を出したその趣旨と違つた結果になりますと、これはゆゆしき問題であります。そこで聞きしたいのは、これは國會においてどういふ運命になるかは知りませんが、一應御提案になりましたからには、これを御提案になると同時に、許す限りの範囲内において、農業政策に対して十分な御決心があるはずであり、あつて欲しいと思ひます。具体的なことは申しません。

最後にこれはいささか本論はずれるようですが、大体私の感じますの

に、総司令部は農村行政に対してさぶる認識が足りないと思ひます。今までの予算折衝その他法律案の折衝について、大臣はたび／＼向うと折衝されたと思ひますが、私どもは單に外からは見た感じではさう思ふのですが、なるほど予算はある一定のわく内でやらなければならぬので、思うことができなかったことはやむを得ないといひました。他の面と比較して、特に農業方面における予算措置に現われた結果を見ますと、他の方面と比較して、どうも日本の農業に対する認識が足りないのではないかとしか考えようがない点が多々ある。日本の農業の特異性及び実態を認識しておれば、他と比較していさう少しく予算的措置、あるいはその他において見方があるであらうといふに、これは外から見た感じでありまして、この間私はあるアメリカの人と会つたときに、その話をしたところが、アメリカの農業というものは——私も本で読んで聞いていたりしておりますけれども、あまりに日本の農業とは違ふと思ふ。アメリカ人は日本の農業の実態を知らないのではないかと、現われた政治の面、行政の面においても、向うさんの言うことは事実とかけ離れたことばかり言つておられるようであります。一つの例をとつて申しますが、ある作家が知合いのアメリカ人と話した一つの笑話のような話がある。あなたの商賣は何か、私は小説を書く作家であり、それからファーマーである。こゝう言つたところが、そのファーマーといふのは二坪か三坪の家庭菜園を自給自足のためにやつておつた。アメリカ人はあなたはいへんいい身分である。作家であつてファーマーだといふ

のは非常にいい身分だが、その農場はどこにあるのですかと尋ねるので、その作家はここにあるのが私の農場です。ところがそれを信じなかつた。というのはアメリカのファーマーというのは、私申し上げるまでもなく、日本では言へば二百町歩ないし三百町歩ぐらいの農場を持つておる。機械を入れ、科学を入れた経営をどん／＼やつておる。これがすなわちファーマー、こゝういふ概念を持つておる。これを五反、六反のお百姓さんの生活、ことにさういふ者の集團の日本の農村に対して、土地改良にしても、國家補助によつてはいかぬ、自分の仕事は自分でやれといふような概念は、そこから出て来るのではないかと思ふのであります。私申し上げるまでもなく、日本の農業はそんな力強いものではなく、藩制以來、明治以來、藩制時代は藩主に、明治以降は國にすがつて、國の補助政策に依存して、公共的な事業をかりうじてやつて来たみじめな農村なのであります。その状態が私はわかつておらぬと思ふ。私の想像でありますけれども、もしその想像が事実であるとするならば、農林當局においては、これからの大きな仕事として、あらゆる機会に向うさんに日本の農業の実態を認識してもらふことに對する努力が必要ではないか、これは政府だけでなく、私どもも同じ責任を持つておるべきである、その点について御感想の一端を承りたい。大体これだけをお聞きします。

○森國務大臣 村上さんにお答えいたします。食糧の確保につきましては責任を農業者にのみ負担せよというやり方ではないか、責任をどこにおいておるかという御質問であります。もちろん食糧確保の問題は政府自体の責任であります。政府の責任である以上、確保の方法といたしまして、生産者である農民諸君に、十分今日日本の食糧事情を理解していただきまして、政府の施策に協力していただきまして、であります。こゝういふような立場から、今回立法をいたしましたのであります。が、もとより先方から指令が寄せられましたその指令に基いたものではあります。が、申し上げるまでもなく、年々アメリカより食糧の補給をお願いいたしております。今お話のように、あちらにもこちらにもやみの食糧が動いておる。さうして一方には轉落農家としておるという面がある。つまり……「食糧行政が悪いからだ」と呼ぶ者あり。ばくは答弁をしてゐるんですよ。討論会ではありません。

○山村委員長代理 委員外の発言をしないでください。

○森國務大臣 こういふ面から食糧問題をどうして行くか。これは日本の食糧がアメリカの援助によつて救済されているにもかかわらず、一面においてこの食糧が十分に確保できていないといふことそれ自体が、今日の情勢であるのであります。この米の供出制度といふものを設けられましてから、歴代の内閣はいろ／＼の施策を講じて来たのであります。本来生産者に供出をお願いいたしますその数量が安当であるか、安当でないかということがここに問題にされるのであります。アメリカ側から申しますれば、日本にこれだけ食糧をやつてゐるんだ、それにやみ

の食糧が流れておるといふことは、はなはだ日本政府として、日本自体の食糧事情に対してやり方が悪い。それであるからあらゆる手段を講じて、生産者から余裕を生じた食糧を政府の手に確保すべきであるといふのが今回の指令の考え方でありまして、それがなぜさういふふうになつておるかといふことは、在來の政府がいろ／＼と心配をして参りましたが、供出制度に不備な点があるといふことも考えられるのであります。それでどうして今後この制度を根本的に研究をして、改善して行かなければならぬという段階にすでに入つてゐるのではないかと思ふのであります。しかしこれは在來の内閣が考えました容易ならざる問題であります。が、しかし容易ならざる問題としてこのまま継続することは、食糧事情から申しましても許されないので、政府といたしましては、この問題について十分なる研究を遂げて、一日も早く生産者が納得し得るところの供出制度に方式をかえて行きたいといふ考えを持つておるのであります。なぜこのやみ取引をするかといふことは、今村上さんのお話になつた通り、いわゆる行政面において欠陥があるといふことに帰属するのであります。この点を考慮し、研究をいたして是正して行かなければならぬと思ふのであります。再生産力を欠乏しておる、それに対して對策を立てて行かなければならぬ。こゝういふ御質問でありましたが、今日の農村におきましては、非常に生活の上においていろ／＼の問題が考慮されなければならぬのであります。農産物の價格の点において、あるいはまた納税の程度の上において、是正して行かな

ければならぬ問題が相当あるのであります。農産物の価格については、輸入して下さる食糧と比較してというものがよく論じられるのであります。輸入されておられるところの食糧は、爲替レートの関係からこれを清算いたしますと、相当高価なものになつて行くのであります。この高價に評價された食糧をそのままの価格において國內に放出し、また日本の國內の生産いたしました農産物もこの水準まで引上げて行くといふことにいたしますれば、非常なる生活費を高めるということになつて、賃金を上げなければならぬといふ、いわゆる悪循環をここに生ずるのであります。今日の農産物の価格は決して安当とは考えておりません。これは適當に是正して行かなければならぬと思つておりますが、そういう事情に置かれておりますから、でき得るだけ再生産に要する資材等を安くしたしまして、この生産力の維持に努めて行かなければならぬ。かように考えておるのであります。しからばこういう重大な食糧増産に対して、政府としてあまりにも政策がないではないか。こういうことであります。予算の面については先般來たび／＼申し上げました通りであります。現在における農業の施設におきまして、今日の許される予算の範囲内におきまして、まず今日考へておろすことが最大限度である。今後におきましては、この是正のために農業政策を推進して行きたい考へを持つておるのであります。今日の予算の編成が一つの鉄則にくくられておることを御承知と思ひます。が、そういう関係で、十分考へましたところの政策ができてなかつたことは

遺憾であります。今後におきましては、さらにこの方面に特に注意をいたして行きたいと思つております。なお連合國の日本の食糧事情に対する考へ方でありまして、これは私もかつて考へたことでもあります。が、連合國が日本へ進駐されて、わづかの期間に日本の農業政策をきめられた。そのきめられたことにして、はたしてそれが精巧なる基礎を持つた調査であつたかといふことに、相当われ／＼は疑問を持ちまして、当時連合國の方に交渉したものであります。が、連合國といたしましては、日本政府から提供したる廣汎なる統計によつて、日本の現状を調査し、そして対日理事會等の意見等も合せて、この農業政策を立てたのである。こういうことであつたのであります。何分連合國といたしましては、科学的にすべてを批判されまして、ただ六感をもちて申し上げたり、あるいは想像をもつて申し上げたり、これは問題にならないのであります。その当時日本政府の持つておつた統計がはたして安当であつたかどうかといふ問題であります。戦争中日本の統計は全部秘密にせられまして、何もかも國民にこれを知らさず、そして指示された統計であつて、それが戦争のために相当数焼失しておるといふようなあとを受けての日本の國勢でありますから、十分なる調査がほとんどできておらない。農林省におきましても、昭和十六年以後のほんとうの農産物の農業統計といふものはなかつたといふような現状でありました。が、ために、私は、その間に日本の農業政策を樹立する根本が、そういう不確実なものによつた部分が幾らかあつたので

はないかといふようなことも、想像されるのであります。われ／＼は今日の現状をよく認識してまいらう。あらゆる努力を機會あることに進めておるのであります。が、今村上さんのお話になりました通り、日本の農業という觀念と、連合國の考へられておられるような農業という觀念と、非常に思想そのもの、考へ方が變つておるといふ点も幾らか影響すると思ひますが、赤裸々に日本のこの農業の實体を把握し、これを向うに披瀝して、適切な農業政策を立てられるように協力をしたい。かような考へを持つておるわけでありまして、何分農業政策と申しますことは、そう一夜づけで参るものではない。これは長き時日と相當の經費を要するものであります。と、ひとり政府の考へのみならず、國民一般の諸君に日本のこの現状、食糧の事情等をよく理解して協力していただきまして、日本再建に努力していただくといふことを、私はお願いしてやまない。であります。この米の取引においても、いかに法をつくつても、いかにしてこの法をくぐるか、こういう考へ方を持つておられる。幾たび法制をいたしまして、その法の効果が現われて來ない。であります。また百人のうちただ一人この法を犯す者があつても、その人のために法をつくつて行かなければならぬのであります。から、日本の現状を國民諸君がよく理解していただくことによつて、政府と國民協力した農業政策が行われて行くのではない。か、かように考へておるわけでありまして。

いたしたいのであります。先ほども申し上げましたが、指令によりまして、この集荷の最大限の實行が不可能か、それをどう考へておられるか。現行法によつては、政府の所期する集荷の最大限の實行がでない。か。もし不可能とすれば、現行法のどこに欠陥があるかといふ点。もう一つは、改正案によりましたならば、指令によりまして通り集荷の十二分の實行ができて、この確信があるかどうか。むしろ法でしつて、今まで八百万石のやみ米と言われますが、さらにやみ米が上まわるような結果になりはしないか。本年の作柄等も関係しますが、昨年のような懸念ならぬ。か、今年は少くとも昨年よりは作柄が悪いと見るのが常識であると思ひます。作柄ともならみ合して、この法でしつて改正案でかえつてやみ米がふえないかどうか、その点の見通し、すなわち指令の目標に相反する逆効果にならないかといふ点についての、食糧管理局長官の見解を伺いたしたのであります。

す。これはその年の日本における全体の作況によることでありまして、けれども、たとえば非常に一部地帯は災害で悪いが、一部の地帯は非常に豊作に恵まれた。こうした場合には、この豊作地帯において集荷をすることによつて、この減りました數量を補填して、事前割当數量の程度を確保するといふことが可能であります。全体が非常に凶作であります場合は別論として、以上申し上げましたような場合には、それが最大限の數量の確保になるという考へをいたしておるのであります。この点から申しまして、今回の改正法案は司令部の指令に沿うものであるといふふうに考へておるのであります。また改正法案を實行いたしました結果、かえつてやみ米がふえるのではないかといふ疑問についての御尋ねでございますが、私はやみ米のよつて來る原因はいろ／＼あろうと存じますが、やはり農家經濟の窮乏といふことも大きな原因の一つとなつております。この点は農業政策の総合施策によつて、農家經濟を向上せしめて行くことによつて解決すべき問題ではありますけれども、この法案を實施いたしますことによつて、やみ米がふえるといふことはございせん。むしろ減るといふ方向に向くものではないかといふ考へ方をいたしておる次第であります。

三

かようにして計画的な作付を農民に対して命令いたします場合には、ただいま村上委員によつても述べられましたように、当然に國の大きな責任がこれに伴つて起るものであるといふことは言うまでもないことであります。従つてこの生産計画の農民に対する割当は、同時にこれに必要な資材のあらゆる裏づけを條件としたさなければならぬのでありますが、そのことは、農民に対してこの計画を割当て示しますと同時に、國が相關的義務を負ふものであつて、いわば國家が連帶責任を割当と同時に背負ふものであるといふように考えるべきだと思つてあります。さうに考へて参りますならば、こゝにふりな一つの考へ方というものは、單に農業場面に對してだけ法制的にわくをはめらるべきものではなからうと思つてあります。すなわちわが國の憲法によつて、法律の前に平等なる立場を與えられておりますが、さういふ考へ方は、同時に法律を定める場合においても同様にならなければならない考へ方でありまして、従つて農業場面に對してさうなる計画生産、割当生産、責任制といふふうなものが法制化せられて行きますならば、同時に日本の全産業に對して、同様の考へ方が法制的にきめられて行くべきものでなければならぬと思つてあります。さういふ意味合いにおいて、この法律がここに一段と強化せられるといふことは、さういふ意味における大きな責任を農業に對して課することでありまして、従つてわれわれはほかの産業に對しても、同様の生産責任制というふうな態勢がとられなければならないといふことを考へ

るのであります。さうな点について農林大臣は、農業に對してかような生産責任制をもつて臨むと同様の態度をもつて、その他の産業にも同じような考へ方を進めようとする意思があるかどうかといふことを、この際伺つておきたいのであります。これは農林大臣のみでなく、内閣の責任においてお答えを願つた方が適當であらうかと思つてあります。この際農林大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 まことにお説ごもつてもあります。政府が生産に對する責任を強要いたしましたことに報ゆるべきこともまた政府自体が當然考へるべきであると思つてあります。(法務案に明記してないじやないか)と呼ぶ者あり。答弁中であります。

○山村委員長代理 北君、靜肅に願います。

○森國務大臣 従つて重要産業として今日日本において考へられておるものにつきましては、石炭、電力等のごとく、あるいは肥料のごとく重要物資として、基礎材料として、いわゆる安定帶物資としての生産に對しては、補給金をやるとか、特別な資材の確保をなすとかいふことをとつておるものであります。それと同時に、この食糧といふことが國家として重大なものでありますので、この食糧を生産していただくことを強要する上におきましては、肥料の生産の上におきましても、また農機具の生産の上におきましても、政府は責任を持つて生産者に迷惑がからぬように、これを進行しなければならぬと思つておるわけでありまして、これは國としてのあらゆ

る産業にも考へられることでありまして、政府はさうな施策を物資の面において、あるいは資金の面において考慮を拂つておるわけでありまして、

○八百板委員 大臣の御答弁によりまして、農業に對する生産責任制という考へ方は、その他の全産業に對してもとらるべきであり、漸次さういふふうな法制的に体系づけられて行くべきものであるといふような御返事のように自ら伺つたのであります。さうに考へてよろしうございますか。

○森國務大臣 今お答えいたしました通りであります。

○八百板委員 そこでこの措置法につきまして考へて参りますに、われわれは國家が全体の責任において當然履行すべき義務を行つたときに、初めて農民に對して供出を求める國の權利と申します。極限を申します。さういふものが發生する性質のものであると思つてあります。従つて、さういふふうに考へて参りますならば、一面から言へば國は農民に對して食糧生産のおたのみをする、國の委託行為であるといふふうに考へるべきだと思つてあります。さういふふうに考へるならば、もしその責任を國が部分的に履行し得なかつたやうな状態が起りました場合には、その履行しなかつたところの國の責任と同時に、供出を農民に對して求めるという權利を失ふものであるといふふうに考へられるのであります。さういふふうに考へて行きますれば、今回ここに用意せられておりますところの改正案の内容は、まったくさういふ趣旨とは相反する方向になると私は考へるのであります。

○森國務大臣 與黨がどう考へておられるか私はわかりませんが、今日の食糧事情をいたしましてこの法案を出さなければならぬ、出すことが日本の食糧問題解決のために妥當であると確信いたして提案いたしましたのであります。決して今さらこれを撤回するといふやうなことは考へておりません。どうかひとつ日本の食糧事情をよく認識していただきまして、法案のすみやかな御可決を願うのであります。この法案に對して今述べになりましたやうに、無限に農業者から食糧を供出せしめるというふうなことは考へておらないのであります。この事前割当に

この点どういふふうにお考へになつておられるか、大臣の所見を承りたいと存する次第であります。

○森國務大臣 食糧を委託して、その委託したお互いの權利、義務といつたやうなむづかしい考へ方ではなしに、今日の食糧事情によりまして増産をしなければならぬ。つきましては増産の直接責任の面に向つておられるところの農業者に増産をせよ、これより道がないのでありますから、その増産してもらふことについて、政府が責任上そのお願いしておることに對してできるだけ政策を持つて行く、こゝに考へて行かなければならぬといふことを考へて行かなくてはならぬと思つてあります。それが十分やれなかつたから供出を拒んでもいいのだといふやうな權利、義務といふ考へ方ではなしに、日本の食糧増産を担当してもらつておる農業者の勞苦に對して、政府はあらゆる便宜をはかり、あらゆる政策を持つて行かなければならぬと思つておるわけでありまして、

○八百板委員 さういふふうに伺つて参りますと、國の要請の前には農民の義務は絶対であるが、國が農民に對して果すべき義務については、できるだけのことはやるが、できない場合にはしかたがないといふ意味にとれるのであります。さういふことになつて参りますと、この法律の全体を流れるところのものは、一方的なものと言わなければならぬのであります。ことに供出数量の割当等につきましては、文字通り一方的、天くだりのものであります。考へなければならぬのであります。しかも今回の改正案は農民に對して無制限に供出を要求する権限が法律

上付與せられるやうに考へられるのであります。こゝにふりな農民に對しては、制限なく國の必要の前には供出の義務をどん／＼おいかぶせて行く、こゝにふりなこの法律が改められて行きますならば、この法律そのものの特長でありまして、この事前割当といふものは、全然意味をなさなくなつて来るのではないかと思つてあります。従つてこの食糧確保臨時措置法の今回の改正は、まったく意義をなさないのであると思つてあります。聞くところによりますと、本法案に對しては、與黨であられるところの民主自由黨の中においても、相当大きな反對、異論があると伺つておるのであります。いろいろの点を考へてみまするに、この法律は諸般の情勢を考慮いたしまして、この際出すことをおやめになつた方が一番賢明ではなからうかと思つてあります。大臣はさういふふうに本案の取扱ひを進めて行かれる御意思があられるかどうか、この際お伺いたしておきたいと思つてあります。

○森國務大臣 與黨がどう考へておられるか私はわかりませんが、今日の食糧事情をいたしましてこの法案を出さなければならぬ、出すことが日本の食糧問題解決のために妥當であると確信いたして提案いたしましたのであります。決して今さらこれを撤回するといふやうなことは考へておりません。どうかひとつ日本の食糧事情をよく認識していただきまして、法案のすみやかな御可決を願うのであります。この法案に對して今述べになりましたやうに、無限に農業者から食糧を供出せしめるというふうなことは考へておらないのであります。この事前割当に

たしまして、これが完全に納められまして、食糧の需給推算をいたして、予定が、アメリカからの援助も予定通りで許されて、政府の当初考えました供出量が完全にできますれば、何ら追加割当をするとか、あるいは超過供出を強要するとか、あるいは必要はないのであります。これは先ほど食糧長官も申しました通り、日本の国内の氣候情勢が、必ずというわけではありませんが、たがい一月に一回、二回地方的に天災をこうむるような國柄になつておるのであります。当初事前割当をいたしました分量が完全に收穫され、完全にこれが供出される場合におきましては、農家に対しても相当の保有食糧も認められるということになるのでありまして、あえてこれを補正するということもいらないければ、あるいは超過供出を強要する必要もないのであります。これが万一事前割当を變更せざるを得ない、いわゆる補正しなければならぬというような場合によつてこの問題が起るのであります。今日まではこれを自主的に超過供出といつて出してもらつておつたのであります。これを今回法制化したしまして、そうして集荷の完璧を期したい、こういう氣持を持つておるのであります。無限にこれを供出せしめるというやうなことを考えた法律では毛頭ないのであります。

○八百板委員 この点につきましては、後ほどまた伺ひたいことにいたします。どうしてもこの法律を通さなければならぬ、通したいのであるという大臣の御意向でありますので、通すということになりますと、この法案の持つ影響というものはきわめて重大なのでありますので、相当詳細にいろいろの点にわたつてお尋ねをいなさなければならぬと思つたのであります。が、こまかい点にわたつてのお尋ねをいたします前に、一言はつきりこの際お伺ひたいしておきたいと思つたのであります。從來民主自由党は、昨年の党大会におきまして、御承知のように民主自由党の大きな政策の一つとして、供出後の米の自由販賣ということとを決議によつて決定せられておるのであります。が、おそれることはこの問題は、この食糧確保臨時措置法を一應今回は通して、次の機会において實現せられる御意思があられるのであらうと思つたのであります。が、この食糧確保臨時措置法の改正と、供出後の食糧の自由販賣とを時間的にどういふふうにつなぎ合せて行かれるお考えであるか、この際にお伺ひたいしておきたいと存するのであります。

○森國務大臣 たゞ／＼お答えいたしておりますから、すでによく御承知になつておられることと思いますが、重ねての御質問でありますから申し上げます。自由党の政策のうちに、供出後の自由販賣をやるといふことをかつて政策として掲げたのであります。が、これはその用ひました言葉の表現が私は非常によろしくないと思つた。私といひましては、かつてそういうことを申し上げたことはないのではありません。この供出制度は實際とだけとれたかというところを調べて、その立毛の成績によつて割当をいたすということが今日までなされて来たのであります。それでありますから、いい田をつくつて米をよけいとれば、それだけ保有量は

一定されておりますから、より供出しなければならぬ、努力すれば努力するだけより供出をさせられるというものが、この供出制度のできたときであります。それでありますから、そこに生産意欲が起つて来ない、自分の食糧が相当確保できて、割当のものをさできればというやうな、まことに水くさい氣持になつて来るのであります。それでありまして、この土地の力を一應評價いたして、それを基準として供出の基準を定める、いわゆる事前割当にいたしまして、事前割当の基礎がその土地の力に割当てられなければならぬ、そうしますれば、その土地の力に割当てられた数量を確保すればそれで普通であります。が、その地力以上に活躍せしめて努力いたしますと、そこに事前割当をされた以上の供出の余裕が生じて来ることも考えられるのであります。そうしますと、それを超過供出として今までは自由意思によつておつたのであります。が、その生じた余裕をその生産者が自分の意思によつてこれを自由に処置して行く、こういうことに考えたなら、生産力を落さずしてますます働いたら働いただけよけい自由に処置するところの分量が出て行く、こういうことを私は考へて、過去においてこの立毛のいかんによりまして、あるいは坪刈りするとか、あるいは検見するとかいふでこの供出の制度をつくつたことがいかに、やはり耕地といふものの地力を吟味して、そうしてその地力からさらに自分の努力によつて生産量を上げて来た、上げて来たものがそれだけ事前割当以上のものをつくり出したときにおいて、生産者が自由意思によつてこれを供出するよ

うな供出制度が、いわゆる生産力をふやし、働けば働いただけそこに楽しみのある農業が営まれる、そうしてその米の処置といふものは決してどこへ賣つてもよいものではありませぬ。それはその生産者の意思によつて政府にこれを供出する、こういう考え方が私の持つておるいわゆる俗にいわれておる供出後の自由販賣といふふうに表示されておるのであります。さうに私は考へております。

○八百板委員 供出後の米の自由販賣につきましては、大臣は言つた覚えがないとおつしやるのであります。この問題について大臣にこれ以上追究してもいたし方がないと思つたのであります。が、しかしわれ／＼の通常の常識といたしましては、その所屬するところの党の公然たる政策として発表いたしましたものを、かりに一党員である人が口に出したことがないいたしました。でも、やはりその責任はとらなければならぬものではないかとわれ／＼は常識上考へるのであります。しかも民主自由党の代表として農林行政を担当する立場においてになる大臣の言といひましては、私は何べん聞いてもどうも意味がわからないのであります。が、その点についての議論はこの程度にいたします。

食糧確保臨時措置法に対する諸般の施設につきまして、具体的にお伺ひたいと存じます。農林大臣は、農民に対して供出の割当をいたしますと同時に、國の負担すべき義務をも忠実に、しかも確實に履行するものであるといふことを先ほど述べられたのであります。が、私はその点について食糧確保臨時措置法第三條によりましてところ

の政府の諸般の処置について、少しもお尋ね申し上げてみたいと思ひます。まず第一に私は資金の面についてお伺ひたいと存じます。が、今日日本の産業資金計画の中で、対日援助見返り資金に期待するところが非常に多いことは御承知の通りであります。この点につきましては経済安定本部の御意見を伺ひたいと思つたのであります。が、見えておらないのでありますから、従ひまして、安本の名において発表せられたところの計画は、同時に農林省の責任において発表せられたこの裏づけとしての計画と承知いたしますので、この点についての御答弁をいただきたいと存するのであります。まず見返り資金の運用につきまして、われ／＼が今日承知いたしておりますところは、一千七百五十億の見返り資金のうち、鉄道建設公債に対する百五十億、通信に対する百二十億、復金債の償還に対して六百二十四億、合計八百九十四億の一應の決定をみたといふことを聞いておるのであります。が、残りの使途につきましては、今日安定本部並びに大藏省等々において目下意見の一致をみるに至つておらないという話であります。ところで、これを農業資金の点について考へて参りますに、先ほど先般の土地改良の問題についてお尋ねいたしましたのであります。が、大体百八億くらゐの資金をその方面から振向けたといふやうな用意をいたしております。預金部資金等を加へまして、さうな計画を立てておられるといふふうに伺つたのであります。が、聞くところによりまして、最近対日援助資金の融

の政府の諸般の処置について、少しもお尋ね申し上げてみたいと思ひます。まず第一に私は資金の面についてお伺ひたいと存じます。が、今日日本の産業資金計画の中で、対日援助見返り資金に期待するところが非常に多いことは御承知の通りであります。この点につきましては経済安定本部の御意見を伺ひたいと思つたのであります。が、見えておらないのでありますから、従ひまして、安本の名において発表せられたところの計画は、同時に農林省の責任において発表せられたこの裏づけとしての計画と承知いたしますので、この点についての御答弁をいただきたいと存するのであります。まず見返り資金の運用につきまして、われ／＼が今日承知いたしておりますところは、一千七百五十億の見返り資金のうち、鉄道建設公債に対する百五十億、通信に対する百二十億、復金債の償還に対して六百二十四億、合計八百九十四億の一應の決定をみたといふことを聞いておるのであります。が、残りの使途につきましては、今日安定本部並びに大藏省等々において目下意見の一致をみるに至つておらないという話であります。ところで、これを農業資金の点について考へて参りますに、先ほど先般の土地改良の問題についてお尋ねいたしましたのであります。が、大体百八億くらゐの資金をその方面から振向けたといふやうな用意をいたしております。預金部資金等を加へまして、さうな計画を立てておられるといふふうに伺つたのであります。が、聞くところによりまして、最近対日援助資金の融

通につきましては、農業面に対して融通するということとは不適当であるというふうな考え方が有力になつて来たというふうな傾向であります。すなわち日本の農業の生産力はすでに限界点に達しており、かような日本の農業に対して、長期の巨額の資本を投ずるといふことは、採算上不利である。それよりも、むしろ輸出産業の方面にそれらの資金を流しまして、そうして輸出代金によつて外國の食糧をさがすて行くというふうな行き方が、いいのではないかと、いろいろな考え方にかわつて来たといふことを私も聞いておりますが、さういふことになりましますと、この見返り資金に依存しておりますところの、莫大なる農業関係の資金に大きな狂いが生じて来るということは、御承知の通りであります。そういふふうになりまして、當てにしておつたところの資金が全然農業場面にはまわつて来ないということになりますと、この裏づけといたしまして、政府がわれ／＼に発表せられまして、政府の計画の一環は、大きく崩れて行くといふことになるわけであります。さういふ点につきまして、ただいまの状況並びに見通し、もしさういふことになりました場合の代案等につぎまして、具体的なる御説明をこの際伺つておきたいと存する次第であります。

○森國務大臣 対日援助物資の資金として千七百五十億円の使途についてであります。これは今お述べになりまして、通り、運輸、通信等のはつきりしたのもありますが、そのほかの問題につぎましては、いづれにこれを使うというふうなことは、いまだはつきりいたしておりません。これは予算編成の當時、日本政府の一方的考えによつてこれを決定することはできないといふことになつておるのであります。一應こちらが案を立てて、そうして了解を求めるという筋になつておるのであります。いつか新聞に出たようでありまして、決して安定本部におきまして、これ／＼にこれだけのわくをやると、これ／＼にこれだけのわくをやるといふようなことはきまつておりません。ただ、今政府の閣議で決定いたしておりますものは、まだ公表はする時期に達しておりませんが、どういふふうな順位にこの金を使用すべきであるかといふことを検討を加えたのであります。従つて、この検討を加へました順位において、金の額を今後きめて行くのでございまして、いまだにはつきりとしてできておりません。これが事実であります。つきましては、農林資金に対しては、どういふ考えを持つておるかといふことであります。これは昨年は九月から規定されたのでありますが、三十億のわくをきめて、中金を通じて農業、水産の復興金融をいたしたのであります。それが二十一億ばかり融通ができておるのであります。が、中金を利用いたしますとすれば、中金は御承知の出資金が四億円でありますから、その二十倍をその貸付のわくとせられますので、八十億といふことになります。その八十億のうち、すでに二十一億といふものが貸し付けてありますから、そうすると約六十億といふことになるのであります。今日とていこの六十億といふような僅少な金では農林水産の資金としては不都合を來しますので、今政府に

おきましては、預金部等の結果にももちろんありますが、相当の資金をこの農林、水産方面にまわして行きたい、かようなことを考えておるわけでありまして、今お話しになりました対日見返り物資の資金に對しましては、今申しましたような段階で、ただこれの融資する順位を大よそ考えただけでありまして、しかし一應これらに對しましては、どういふふうな金額を與へたかといふかといふことも近く決定いたしました。その原案についてさらに了解を求めることとなると思つております。が、ただいまはそこまでの運びに至つておらぬことを御承知を願いたいと思ひます。

○八百板委員 私どもが政府より、食糧確保臨時措置法改正法律案の資料として頂戴いたしましたものを見ますと、農業長期資金計画案として安本の発表がございしますので、農民に対する具体的なる供出の割当をするその裏づけとしての農業計画の一環でありますから、さだめし具体的にして実行性のあるものであるといふふうな考え方をもち、私も拜見いたしましたのであります。が、ただいま伺いますと、單なる案であつて、はたして実行できるかどうかといふことについては、わからないものであるといふことを伺ひまして、まことに残念に存する次第であります。この発表いたしましたところの案によりまして、かんしよに對する貯蔵の施設の費用であるとか、あるいは農業水力発電の施設であるとか、その他灌漑、排水、土地改良、干拓、災害復旧等のものにつぎましては、全額を見返り資金に依存しておるといふような資金の計画にな

つておるわけでありまして、かような不安定な基礎に立つて資金計画を立てられて、一方においては具体的にして強権を伴うところの割当供出をせられるといふような、そういう行き方といふものは、先ほど來の大臣の御答弁とは大きく食い違つて来るように考えられるのであります。この点につきまして、どれだけの具体的に見通しがあるかといふことをもう一ぺんはつきり伺つておきたいと思つております。もしどうしても見返り資金を通じてこれらのまかないがつかないものであるといふしきするならば、それにかわるどういふふうな農林資金調達の具体的な案があるかといふこと、さういふふうな点につきまして構想なり見通しなりを伺つておきたいと存する次第であります。

○森國務大臣 全然見込みがないといふようなことはないのであります。見返り物資としての資金の運営計画が、先ほど來申し上げましたような段階にあるといふことを申し上げたのであります。今これだけのものを予想するといふことは、はつきり申し上げられないのであります。しかし、少くとも百億以上、百四十、五十億の資金といふものは、この農林、水産方面にはぜひとも資金として考慮しなければならぬといふことを考えまして、財務當局とも交渉をいたしておるわけであります。なおキューリング施設に對しましては、すでに発表いたしましたとおり五億程度であります。これは特別会計であります。あるいは見返り資金の方から繰入れられますか、これは非常に興味のある仕事であり、また効果的な仕事でありますので、これはすでに見返り資金の方からまわしてもいいという承認は得ておるようなわけでありまして、今安本において、このくらいはいいだらう、これだけはまわさなければならぬといふような計画を進めておるのであります。安本からどういふ資料を出したか知りませんが、それは、安本としてこのくらいのことには確信を持てるという一つの予測ではないかと思つております。農林省といひましては、できるだけ資金を確保いたして、農林、水産事業の發達に役立たせたいと、かように考えておる次第であります。

○八百板委員 大臣から、いもの貯蔵につきましては責任のある資金調達の方法をとるといふような御答弁を伺ひまして、その熱心に大いに敬服するわけでありまして、聞くところによりまして、農林省はこの際農業の経営面の資金について何らかの考慮を拂ふ必要があるといふので、たとえば農家経営維持資金の融通に関する法律といふようなものを用意いたしまして、さうして農民の蓄積部分の資金は農民に、さういふふうな、つまり農民の蓄積分は農民に還元するといふ考え方のもとに、たとえば自作農創設特別会計によつて三十億とか、あるいはその他の特別会計の手持ちの余裕分として三十五億とか、そんなものを合せまして、さういふ農業経営の上の金融の法律をつくるというふうな考え方もあるように聞くのであります。さういふふうな点につぎまして、どの程度に具体的な話が進んでおるか、この際伺つておきたいのであります。

なお、農林金融の面につきましては、

農林省がいろいろ／＼骨を折つておられるという事は承知いたしておるのであります。従ひまして私は、むしろ安本に對してお尋ねした方がよろしいと思ふのであります。おきませんのでこの際農林省の御意向、それからなとかくこういふ際には、安本や大蔵省がどうも氣乗り薄でありまして、実現しない場合が從來多かつたのであります。が、そういう点に對する見通し、熱意のほど合ひ、そういうふうなものを、ちよつとこの際伺つておきたいと思ひます。

○平川政府委員 農業関係の營業上の流通資金につきましては、およそ主食に必要な本年度の年間資金としましては、約三百五十億くらいがあるんじゃないやうな、これは肥料、それから農機具、農薬というふうなもの、資金でございますが、これに對しましては、昨年來實施をいたしております農業手形の制度によりまして、各協同組合において手形を發行いたしまして、中金から系統信用組合を通じて流して行く、中金の資金繰りが苦しい場合におきましては、日本銀行においてこれを担保にして貸付をする、こういう制度をとつております。これにつきましては、農業保険の保険金の限度というふうな制限、それから買入資材が、ただいま申しました肥料、農機具、農薬というふうな配給資材に限られるわけでありまして、金額といつても、それらは別に制限がありませんので、それらの費目に合致するものでありますれば、手形を組んで参りますと、組合系統としては総額には別に制限なしに貸出しをするわけでありまして、現在までのところ、大体五十億くらいの金額

が手形に組まれて中金に來ておるやうな状況でございます。短期の資金の方では大体そういうことで間に合うやうと考えておるのであります。それから長期の方の資金につきましては、まだ政府部内におきましても正式の決定を見ておるわけでもございません。司令部の内々の意向を聞いておる程度でございます。確定的な数字はまだきまつておらないわけでありまして、およそ農業関係といつては、農業だけで五十五億程度のものと、十五億程度の國營の事業とでありますから、大体七十億くらいの見当になります。そのくらいの見当のものを一應の案といつたしまして、小渡りに當つておるやうな状況でございます。司令部の方におきまして、全然それに対してはつきりしたことを申しませんで、これはなお検討中という状況でございます。はたしてどの程度に認めてくれるものであるか、まだ何も申し上げかねるやうな状況で、安本、大蔵省方面においても、まだ内相談を續けておるやうな状況でございます。

○八百板委員 いろいろ伺いますと、まず／＼わからなくなつて來るのであります。先ほども申し上げましたやうに、農民に對する供出責任の方は、具体的にがつちりときめておいて、それと一緒に進行すべきは第三條の農業計画のその他の面については、いづれもこれは不確定、未決定であるというやうなお話でございます。どうも片手落ち、一方的なやり方で、あまりにひどすぎるのではないかと思ふのであります。私は、この政府からいいた、だきました食糧確保臨時措置法改正法律

案資料というものは、それ／＼第三條の規定に基づくところの、農業計画の環境としてちよつだいしたものであるというふうな理解したのであります。これはそういうものではなくて、全然責任の持てないものであります。その点ひとつはつきり伺つておきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 私からお答え申し上げます。この法律案の参考資料の中には、確定いたしましたものと、目下交渉中のものがあるわけでありまして、ただいまの營業フアンドについては、交渉中のものと御了解願ひます。

○八百板委員 農業手形の問題について、先ほどお答えがありましたから、この際その点につきまして、少しくお伺ひしておきたいと思ふのであります。確定したものと未確定のもの、確定したところの四の資金措置といふものは、確定の分に入つておるやうでありますからして、おそろくこれについては決定的な用意がせられておるものであらうと思ふのであります。これに對しては、二十四年度の主要食糧農産物に對する割当生産資材の購入所要資金は次の通りであるというふうにして、表示せられておるわけでありまして、これによりまして、二十四年度の生産資材を納入いたしますために必要な所要金額は、三百五十一億圓というふうに記載されておるのであります。その調達の方法といつたしましては、貯金の拂ひもどしによるものが二百二十一億圓、農業手形によるものが八十億圓、協同組合一般貸付によるものが五十億圓とい

ふに示されておるのであります。これを拜見いたしますと、私もはうふうになつておるのであります。その後一段とこの傾向は強まつておるであらうと思ふのであります。どの面から見て参りましたも、農家のふところぐあいが去年よりいいという数字は出て來ないのであります。さらに農業經營の面につきましても、經營規模はますます／＼零細化の傾向をたどつておるのではありません。農民の自己資本によつておるのふかたが、昨年よりどこから見てもないのであります。去年よりも自己資金を倍見積つて、そうしてつじつまを合せるといふやうなやり方をとつておられるやうに、私には考えられるのであります。この点につきまして、この資金措置について計画せられましたところの當局は、いかやうなる見解を持つておられるか、その点明瞭にお答えを願ひたいと思ふのであります。

○平川政府委員 この資金計画は、御指摘のやうに相当推定で計算せざるを得ないわけでありまして、かなりにそのところの確率性については、事態の推移とともにいろいろ訂正を要するところもあるやうな思ふのであります。が、一應こういう算出をいたしましたのは、二十三年に比して、二十四年度においては穀物價格の値上り等もありまして、たとえば中央金庫に對する預金のごときも、昨年度に比しますと、ずつと百億以上もふえておるやうな状況でございます。ともかく金の單位が全体として大きくなつておる。もちろん一面においては、消費

物資が非常に高くなつておりますから、ただ單にこの當農上の必需資材だけでなしに、全体的に高くなつておると思ふのでありますけれども、一面穀物價格の値上り等によりまして、組合に對する預金がふえておるといふ面もあると思ひます。これがこの時期におきまして、中金あるいは縣の協同組合連合会等から、協同組合等を通じて拂ひもどしの形で行くものも、金額としては相當にふえるのではないかと、この見通しを一應立てまして、前年よりも百二十億くらいの増額を見たと、これがどのくらいの金額出るかといふことにつきましては、実は非常にはつきりした見通しがあるわけではありませぬけれども、しかしことしの状況等を見ますと、昨年度は実施早の關係もありまして、東北、北海道方面が主でありましたが、本年は西の方でも相當利用しておられるようであります。先ほど申し上げましたように、一應こういふ推算は立てましたが、しかしこの農業手形の分につきましては、もし貯金が非常に足らなくなつた、どうしても手形で借りなければならぬといふ場合におきましては、この八十億といふ金額に必ずしも制限せぬのであります。この三百五十億までの、ここにあります肥料、農機具、農薬につきましては、かりに極端に申し全額手形で行かなければならぬといふような状態になりますれば、全額でも行き得るような措置になつておるのであります。そこで大體救済ができるのじやないか——一應の推定としましては、前年に比較しまして全体的に單價が上つておりますので、こゝういふ推

定をいたしましたけれども、万一貯金拂ひもどし、一般貸付の方面においてこれだけ行かない場合においては、手形で全部救済する道だけは開いておく、こゝういふことになつておるわけであります。

○八百板委員 資金調達の面につきまして、計画の上に艱難が生ずるような場合においては、農業手形制度の無限の活用によつてそれを救済することができるといふお話を伺ひまして、ほんとうにそゝういふふうになつて行きますならば、まことにけつてこうだといふふうに向うのであります。それにつきましても、私も期待いたし、お願いいたさなければならぬ点は、農業手形によつて、金融の道がほとんど制限なしに行つて行くことができるといふことになるといたします。ならば、ここに重点を置くといふことが一番的確な方法であらうと私は思ふのであります。さてその農業手形の實際の状況についてこれを考えてみます。これにはいろいろの制限がありまして、實際上とか事務的なものをめんどろがるところの農民にとつては、利用せられない傾きが非常に多いのであります。漸次農業手形が活用せられまして、割引の高が上つて行くといふことは、ただいま述べられました通り、傾向としては現われておるのであります。考へてみますと、農業手形といふものを、特にこの食糧確保臨時措置法の裏づけとしての資金計画のその具体的なものとして考えます。場合においては、やはり相當思い切つた農民のための便利な取扱ひをするといふことが、農業手形を取扱つて行く上においてとらなければならぬ方法

ではなからうかと思ふのであります。私はさうな意味において、ことに農民に對して供出の責を國の責任においていたします建前上、農業手形の運用にあたりまして担保を付するといふような考へ方を、この際やめられることが一番いいのではないかと思ふのであります。さういふ点につきまして無担保に、しかも簡素に農業手形を利用せられるような方法を、農林當局は考へておられるかどうか、この際伺ひたいのであります。御承知のように農業手形は最近幾らかその点緩和せられまして、若干便利になつたようでありますが、しかしながらまだいろいろの不便が伴つておるわけでありまして、非常に手續が煩雜でございまして、農家がこれを利用いたしますためには、たとえば農業金融証明書であるとか、あるいは借用証のほかに市町村長の、あるいは協同組合長などの証明を必要とするといふようなことで、書面がい

場から申しますと、農機具などはその地方々々の実情によりまして、いろいろ農機具の型等もありますので、配給品では實際やつて行けない場合が非常に多いのであります。そんなことのために、せつかく農機具の農業手形による融資の道がつけられまして、これがほとんど利用せられておらないといふ結果になつておりますから、さういふ面については、今後農業手形の運用の上に、万全の処置をとつていただきたいといふことを希望いたします。なお農業手形の利用状況を御承知のように單作地帯が非常に多いのであります。富山、石川、新潟、福島などが、非常に数字の上で金額が多くなつておるようでありまして、このことは單作地帯が今日農業經營の上に資金的に最も困難な状態に追い込まれておるといふことを、一面において物語るものだらうと思ふのであります。さういふような点につきまして、たとえば自家保有量の決定等について、あるいはまた價格等につきまして、主食の特別のとりはからいを積雪地帯あるいは單作地帯に對してとられる考へがあるかどうかといふことを、食糧管理局長官の方からこの際ちよつと伺つておきたい。

○平川政府委員 まことにごもつともでございまして、私も実は農民のこととてございまして、できるだけ簡素な形でやりたいといふことは、前から念願もいたし、主張もいたしておるわけでありまして、何分にも最後には日本銀行で割引をしてもらわなければならぬといふものでございまして、た

日本銀行の建前からいたしまして、たとえば担保をなくするといふようなことはどうしても認められないのでありまして、そのために借用の範圍が農業保險金の限度に限られるといふような、お話をの点の不自由もあるわけでありまして、これにつきましては何かの形で担保を提供しませんが、無担保の貸出といふことは日本銀行の根本に觸れる關係もありまして、それはどうしてもできないわけでありまして、ただ、たとえば農業保險金の限度に限られる、こゝういふことについては、たとえは保險にかかつておらないような作物は困るというふうな關係もございまして、本年は北海道のいも、豆類等に對しましては、これにかわるべき制度として一定の積立金をいたしまして、その積立金によつて災害等の場合の危険担保をするといふことによつて、新たにこれを農業手形の範圍に入れてもつたといふような状況もございまして、銀行の方の堅い建前と、農業の方のなるべく便利に簡素に、しかも範圍を廣くといふ要求とがそこで衝突をいたすわけでありまして、私もいいたしましては、日本銀行も実はこれが創設間もない關係上、必要以上に堅くしておりはしないかといふ点も見受けられますので、一年々々の実行によりましてできる限り簡素にしてみらうように改善をして参りたい、こゝういふことは十分心がけておるわけでありまして、

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

○八百板委員 農業手形の点につきましては、簡素化し、農民のために便利に努力して行きたいといふお答えであります。まず具体的には配給品に限定いたしますと、たとえば農機具などになりますと、實際農民の立

まして、当時におきましても、中庸生産費をとりまして価格をきめておつたわけでありまして、一本の価格にしておつたわけでありまして、北陸地帯、東北あるいは北海道等につきまして特殊の米價を設定する考えは、ただいまのところ持つておらぬわけでございます。

しかしながらその辺の事情につきましては、十分考慮を必要とするという考えもございまして、ただいまのところ早場奨励金等によりまして、ある程度の解決を見るような結果になつておるのではないかと、私は私に私に考へておるのであります。なお保有量の算定によつて特に早場地帯、積雪地帯について考慮する必要ありや否や。ただいまのところ保有量は総合保有の考へをもちましてやつておりますために、特に積雪地帯であるがゆえに保有量を増加して認めるという考へはいたしておらぬ次第でございます。

○八百板委員 改正案の條項についてのお尋ねをいたします前に、もう少し農業計画その他の面につきましてお伺いいたしておきたいと思つておるんですが、決定事項といたしまして、その生産確保の措置といたしまして肥料の点をあげられておるのでありますが、これを見ますと、昨年の報告によりますと肥料の生産は二十二年に比べまして、それ〴〵相当の増産があつておるやうに伺つておるのであります。ところがたとへば硫酸に對しては四〇％、石灰窒素に對しては二〇％といふやうな数字を昨年同つたのでありますが、今回の肥料計画を見ますと、その生産増加の割合がちよつと減つておるやうに伺えるのでありますが、肥料生産状況は今日どんなふうな経過を

迎つておりますか、この際御説明願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 その点は商工省から御答弁願つた方がよいと思ひます。

○八百板委員 それではその点はのちほどお伺いすることにしまして、直接食糧管理局長官に關係いたします点についてお伺いいたしたいと思ひます。まず食料確保臨時措置法の改正の第六條についてお伺いしたいと思ひます。第六條によりますと、市町村長が農協の申立てを受けた場合は、市町村農業調整委員會の議決を経てこれをきめなければならぬといふことになるわけですが、その際に第四條第一項までは第二項の規定により支持された農業計画、またはその実施に關し必要な事項の変更を生ずるときは、市町村長はあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならぬといふことになるのであります。實際この異議の申立てを受理いたしますためには、変更のない範圍内においてのみ市町村長はその異議を受理することができるといふ結果になるのであります。このうちの中、異議が出た場合にやりくりするといふことになると、末端の場合においては、甲から異議が出れば、その分は乙にかけなければなりませんが、丙の方にまわるといふことになるのであります。結局意義をなさないのであるのではないかと、思つておるわけですが、こゝういふやうな点の運用につきましては、どういふふうにお考へになつておられますか、お伺いしておきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 第六條の規定から申しますと、ただいまお話をございまして、その町内において、供出数量について申し上げますと、全体の供出数量が変更のない場合において、初めて市町村限り異議の申立てを受理して訂正ができるという形になりますので、實際問題として非常に運用しにくいことは認めざるを得ないと存じます。従つてこれをどうしても府縣の段階にまで持ち上げて來なければならぬ。場合によりましては、國全体の需給の關係にも影響いたして参りますので、國全体で持ち上げて來なければならぬといふことが、多くの場合の事例になるのではないかと存じておるわけでありまして、そんな關係もありまして、末端において異議の申立期間が、公表のあつた日から十日を経過したときはそれができなくなるといふことは、各町村ばら／＼に公表をいたしますために、實際の運用が非常に難しくなるという考へをもちまして、異議の申立てがそのいふやうな場合に、そのうことによつて府縣において調整し得るという場合が出て参りますから、そのためにこの第六條の変更を「都道府県知事の定める期間内」といふことに改めて、その間の運用を適切にいたしたいという考へを持つておる次第であります。

○八百板委員 そうしますと、大体においてふやしてこれといふやうな異議は考へられないのであります。従つて大体においてその計画数量よりも減らしてくれといふ場合が多かろうと思ひますが、それを縣段階に持ち込めば何とかなるということになる、縣段階においては割当以外の何か予備的なもので用ゐておかなかつたならば、實際にそのやうなことが不可能じやないかと思ひますが、そのやうなやうな用意をあらかじめいたしておくことを考へてよろしいのでございませうか。

○安孫子政府委員 その点は、今回の改正法案におきまして、第八條の三で地方補正制度を認めておりますので、この地方補正を農林大臣の承認を受けまして、一定のわくをとつておきますと、その限りにおいて府縣においてそのした処置ができるということになるのであります。そのやうな弾力性を持たせようといふ一つのねらいをもつておるわけでありまして、

○八百板委員 そうすると、そのやうなわくを利用しないといふことが起つて、そのわくを利用するために、必要以上に政治的に加減されるというやうなことが考へられないでしようか。この点どうですか。

○安孫子政府委員 そういふ考へも一應できるかと思ひます。それでこれを農林大臣の承認を受けなくて、府縣ごとに勝手にやらせると、大体作況のいい縣と悪い縣とで補正の点について非常に不均衡が生じますので、農林大臣の承認を受けてそれを均衡のとれるものにしたいという考へをもつて、農林大臣の承認を受けるということにいたしておるのであります。これを認めました結果、いづ／＼府縣から中央に對しまして政治的な動きがあるといふことも一應は考へられるわけでありまして、これもこれは各種の資料等によつて、實際をできるだけ正確に把握いたしまして処置をいたしますならば、その弊害は相当除去し得るのではなからうかと存じます。

○八百板委員 次に第七條の点についてお伺いいたしたいと思ひるのであります。第七條の五を見ますと、市町村長は時期を失しないで当該生産者に割当てをしななければならないといふことが義務づけられておるやうであります。市町村長にだけその時期を失しないで当該生産者に割当てをしななければならないといふこと、その上の知事、大臣、そのやうな方面にこの責任が明確になつておらなかつたならば、何にもならない文句ではないかといふやうに思つておるやうであります。下にだけ義務を持たせて、上の方にはそのやうな義務を明瞭に條項の中に書いておらないといふことになると、この点うなずけな

なにおまた割当といふものは、單なる計画の帳面上における割当でなくして、現物の割当、現物の調達といふやうに考へるべきものかどうか、その点もあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 この割当と申しますのは、計画上の割当でありまして、現物の意味ではないといふやうに御了承願ひたいと思ひます。

それから中央から地方、地方から市町村という段階で、農業計画が割当られて参るのでありますけれども、府縣知事はやはり農林大臣から割当を受けました際には、それをすぐ市町村の割当をきめなければならぬといふことは、第四條に規定いたしてあるわけでありまして、

○八百板委員 そうすると、計画割当といふか、帳面上の割当は明確になつておりますが、現物の計画については、どこにそのやうな規定をいたしてお

りますか、お教えをいただきたいと思
います。

○安孫子政府委員 現物につきまし
て、この生産計画を立てまして、各
面の協力を得て、適期に配給ができ
るように努力をして参るということに
なると思っています。

○八百板委員 そうすると、何か袋だ
けつづつて、中身の少ないものによ
うに伺えるのであります。ずいぶん
ものになるように思われます。しか
しこれはちよつとそれ以上お伺いし
て、第八條をお尋ねしたいと思いま
す。

第八條については、これを読んでみ
ますと、とれないときには減らすとい
うふうな意味でありますから、よけい
とれたときにはふやす、とれないとき
には減らすのだから、とれたときには
ふやす、こういうふうな考え方だと思
つて拜見いたしております、それで
もないようでありまして、とれたとれ
ないにかかわらず、均衡保持上、必要
な場合にはふやすことができるという
ような規定のように読めるのでありま
すが、そういうことになりましたか。

○安孫子政府委員 根本的な考え方
は、やはり凶作といいますが、作況が
悪い場合にはそれを減らし、作況がい
い場合にはそこから増額して出して
らうというのが、根本的な考え方であ
ります。

○八百板委員 法文の上から見ると、
とれないときでも、均衡保持のため
に、必要とあればさらに追加割当がで
きるというふうに解釈できるのであり
ますが、そういうことにはなりません
か。

○安孫子政府委員 私は通常の状態に
おきましては、ただいま申し上げまし
たような方針で、この需給の均衡を保
持するためということは、そういう意
味において解釈いたしてさしつかえな
いと考えております。たとえば日本全
体の需給が非常に緊迫した状態にあつ
て、海外からの輸入が杜絶してしまつ
たというふうなこともあれば格別、
通常の状態においては、やはり原則と
して事前割当制度の数量を保持する
ということが、一つの需給の均衡の目
安というふうな考えで適當だろうと思
います。しかしながら先ほども申し上げ
ましたように、全國的な凶作でありま
して、この事前割当の予定の供出数量
を維持することが困難である場合に
は、もちろんこれはそういう場合にも
その線を維持するためにとるのだ。こ
ういう意味ではないというふうに私は
読んでおります。

○八百板委員 なほいろいろお尋ね
したいことがあります、この第八
條の問題は本改正の基本をなすもので
ありますので、暫時休憩していただい
て、なお質問をいたしたいと思いま
す。

○坂本委員長代理 この際暫時休憩
いたします。

午後四時三十六分休憩
午後七時五十八分再開

○小笠原委員長 それでは休憩前に引
続き会議を開きます。

この際御報告いたします。本日小笠
原八十美外十五名提出による家畜商
法案が本委員会に付託となりました。以
上報告いたします。

この際閉会中の委員派遣に関する件
についてお諮りいたします。先日本委
員会より閉会中の審査の申出をしたの
でありまして、この調査の方法とい
つて、全委員を五班にわかし
て、各地に委員を派遣いたしたいと思
います。御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めま
す。それではさよう決しました。

松浦君。
家畜商法案
右の議案を提出する。
昭和二十四年五月二十三日
提出者

小笠原八十美 遠藤 三郎
小淵 光平 河野 謙三
坂田 英一 坂本 實
野原 正勝 原田 雪松
平野 三郎 淵 通義
松浦 東介 村上 清治
藥師神岩太郎 山村新次郎
寺島隆太郎 中垣 國男

（この法律の目的）
第一條 この法律は、家畜商につ
いて免許制度を実施することにより
家畜の取引の公正を確保すること
を目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「家畜」と
は、牛、馬、豚、めん羊及び山羊
をいい、「家畜商」とは、次條の規
定による免許を受けて、家畜の買
買若しくは交換又はそのあつ旋
（以外「家畜の取引」と総称する。）
の業務を営む者をいう。

（免許）
第三條 家畜商にならうとする者
は、千円をこえない範囲内で省令
で定める手数料を納めて、その住
所地を管轄する都道府県知事の免
許を受けなければならない。
都道府県知事は、前項の免許の
申請があつたときは、その者が次
條各号の一に該当する場合を除
き、遅滞なく免許を與えなければ
ならない。

（免許を與えない場合）
第四條 左の各号の一に該当する者
には、前條の免許を與えない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 この法律又は家畜傳染病予防
法（大正十一年法律第二十九号）
に違反して罰金以上の刑に処せ
られ、その執行を終つた日又は
執行を受けないことが確定した
日から一年を経過しない者
三 第七條第一項又は第二項の規
定による免許の取消（家畜商か
らの申請によるものを除く。）が
あつた日から二年を経過しない
者。但し、本條第一号に該当す
るため取り消された者であつて
同号に該当しなくなつたものを
除く。

（家畜商名簿）
第五條 都道府県に家畜商名簿を備
え、家畜商の免許に関する事項を
登録する。
（登録及び免許証の交付）
第六條 第三條の免許は、家畜商名
簿に登録することによつて與えら
れる。

都道府県知事は、第三條の免許
を與えたときは、家畜商免許証を
交付する。
（免許の取消及び業務の停止）
第七條 家畜商が第四條第一号若し
しくは第二号に該当するとき、又は
家畜商から申請があつたときは、
都道府県知事は、その免許を取り
消さなければならない。

2 家畜商が左の各号の一に該当す
るときは、都道府県知事は、その
免許を取り消し、又は期間を定め
てその業務の停止を命ずることが

できる。

一 第十一條の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなく引き続き一年以上家畜の取引をしないとき。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該家畜商に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、聴聞をしなければならぬ。当該家畜商は、聴聞の場所において意見を述べ、及び証拠を提出することができ。

(免許等の効力)

第八條 第三條の免許及び前條の免許の取引又は業務の停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

(免許の申請手続等)

第九條 第三條から前條までに規定するものの外、免許の申請、家畜商名簿の登録、訂正及びまつ消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

(家畜の取引業務の制限)

第十條 家畜商でなければ、家畜の取引の業務を営んではならない。

(免許証の呈示)

第十一條 家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し、且つ、取引の相手方の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第十二條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條の規定に違反して、家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、家畜商の免許を受けた者

第十三條 第七條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四條 第十一條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に家畜の取引の業務を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日間、第十條の規定にかかわらず、家畜の取引の業務を営むことができる。

3 前項の者が同項の期間内に第三條の規定による免許を申請した場合において、これについて許可の決定があるまでの期間については、また同様とする。

○松浦委員 ただ今議題と相なりました小笠原八十美外十五名提出にかかります家畜商法案につきまして、提案理由の概要を御説明申し上げます。

從來家畜商の取締りに関する法制としては、昭和十六年に施行された家畜商取締規則があつたが、新憲法の施行に伴い、昭和二十二年法律第七十二号をもつて、同年末日をもちて失効し、その後の家畜取締りは、各都道府県においてそれぞれ区々に條例による試験免許制度や登録制度、届出制度等の方法による取締りが行われている都道府県があるとともに、放任状態にある都道府県も多い現況である。かような状況のもとでは、一方においては家畜商取締り制度の無統一によつて、廣汎な区域を地盤とする家畜商営業に多大な支障を生じ、ひいては家畜取引の円滑なる運営を期しがたく、また地方においては、まつたく放任の状態にある結果、家畜商に家畜取引の担当者としての資質、特に家畜衛生に関する関心や智識に欠けるものがある。これがため家畜の傳染性疾患の予防制度の見地から遺憾の点が多いのであります。

また家畜取引に重要な役割を演ずる家畜商の品位の向上をはかり、公正な家畜取引を実現するためには、家畜商に一定の制度を具備する必要があるものであります。

以上のような、現行家畜商取締り制度の無統一による欠陥を是正し、かつ、家畜の傳染性疾患の予防制度のために寄與する効果的な措置を講じ、あわせて、家畜取引の担当者の品位の向上に資する見地から、次のような骨子をもつて家畜商法案を提案する次第であります。まづ第一に、家畜商たるの資格要件については、欠格要件に該当しない者はすべて免許を受けることができるものとし、従つて家畜商にならうとする者は、欠格要件に該当しない限り、千円を越えない範囲内で、省令の定める手数料を納めて、住所地の都道府県知事の免許を受けることとなる。欠格要件については、禁治産者、準禁治産者を除いては、もつぱら家畜衛生の見地から、この法律または家畜傳染病予防法に違反し、罰金以上の刑に処せられて一箇年を経過しない者、または免許の取消しを受けてから一箇年を経過しない者に対してのみ免許を與えないこととし、都道府県知事のいわゆる自由裁量による免許制をとつていないのであります。

第二に、家畜商の営業の取締りについては、都道府県知事に家畜商の免許の取消し及び業務の停止をなし得るものとしておりますが、その取消しをなし得る場合は特に制限されており、実際に免許の取消しまたは業務の停止の処分をする際にも、家畜商に聴聞し、それに対し家畜商が意見を述べ、及び証拠を提出する機会を與えているのであります。

その他家畜商の業務の取締りの必要及びこれと取引する者を保護する必要上二、三の補足的規定を設けているのであります。

以上述べた事項を骨子とした法律案を提出した次第でありまして、何とぞすみやかに御審議の上可決せられんことをお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案の理由の説明は終ります。引続き本案に対する質疑及び討論に入ります。

○坂本(實)委員 この際質疑及び討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○小笠原委員長 ただいまの坂本君の

動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではこの際質疑及び討論を省略して、ただちに本案に対する採決を行います。賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

この際本案に関する委員会の報告について、お諮りいたします。これは先例によりまして、委員長及び理事に御一任を願いたいと思ひますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは委員長及び理事において作成の上、議長に提出いたします。それでは九時までに休憩いたします。午後八時九分休憩

休憩後は開会するに至らなかつた。

〔参照〕

家畜商法案(小笠原八十美君外十五名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月二日印刷

昭和二十四年八月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局